

茨城県消費生活センター

相談窓口はコチラ！

TEL 029-225-6445 事務所 **FAX 029-224-4722 029-226-9156**

相談時間 月曜日から金曜日までの **9:00~17:00** 土曜日・祝日・年末年始は休み
日曜日 **9:00~16:00** 日曜日は電話相談のみ



<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/syose/navi.html>

所在地

〒310-0802
水戸市柵町1丁目3番1号
(水戸合同庁舎1階)



公益財団法人 茨城県国際交流協会 **外国人相談センター** 無料 秘密厳守 通訳、弁護士による相談あり

相談窓口はコチラ！

TEL 029-244-3811 FAX **029-241-7611** 昼休み 正午から午後1時まで

相談時間 月曜日から金曜日までの **8:30~17:00** 祝日・年末年始は休み

外国人相談センターに相談できる日

| 月曜日 | 火曜日 | 水曜日 | 木曜日 | 金曜日 |
|--|---------------------------|----------------------------------|---|--|
| 日本語 英語 ベトナム語 中国語 (13:30~17:00) | 日本語 英語 韓国語 スペイン語 | 日本語 英語 中国語 タイ語 ベトナム語 | 日本語 英語 ポルトガル語 タガログ語 インドネシア語 | 日本語 英語 タイ語 シンハラ語 (13:30~17:00) |

その他の言語については、相談員が翻訳機器等を活用するなどして、対応します。



<https://www.ia-ibaraki.or.jp/consultation/support-center/>

所在地

〒310-0851
水戸市千波町後川745
ザ・ヒロサワ・シティ会館 分館2階



外国人のみなさんへ

消費生活相談 のごあんない

日本語版 (Japanese)



茨城県消費生活センター

消費生活センターの受ける相談

商品やサービスに関して

- 取引方法
- 契約
- 品質
- 性能
- 安全性

その他消費生活に関することについて、疑問や不審を感じたり、情報を得たいときは、ぜひご相談下さい。
皆さんと一緒に考え、解決のお手伝いをします。

相談方法 / 外国語での相談には通訳が必要です

日本語の堪能な信頼できる通訳と一緒に消費生活センターへ電話するか来所してください。

(公財)茨城県国際交流協会の言語相談日に協会へ行って、協会の相談員の通訳により消費生活センターへ電話してください。

(公財)茨城県国際交流協会の言語相談日に協会へ電話して、協会の外国人相談員の通訳により消費生活センターと三者通話(トリオフォン)で相談することができます。

※(公財)茨城県国際交流協会の言語相談日は平日のみです。

三者通話(トリオフォン)利用相談って?

3者が同時に通話できます



Step 1

(公財)茨城県国際交流協会(029-244-3811)の相談員に電話し、「消費生活センターと三者通話(トリオフォン)を利用して相談したい」ことを伝えてそのまま待つ。

Step 2

(公財)茨城県国際交流協会の相談員が消費生活センターに電話し、トリオフォンをつなぐ。

Step 3

3者の同時通訳により相談(協会の外国人相談員が通訳)



ご相談にあたって



必ず当事者本人からご連絡ください。

一人で悩まずに、被害が大きくなるよう
ご相談はお早めに。

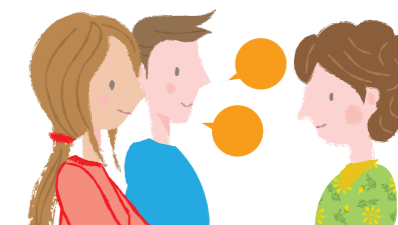
解決にあたって消費生活相談員は
相談者・契約者の代理人にはなれません。

※消費生活センターは、事業者の指導・処分等を行う機関ではありません。

契約者ご自身が消費生活相談員のアドバイスを
得て、直接事業者と交渉していただくことになります。
しかし、事業者が交渉に応じない場合などは、センターが中立的な
立場であっせんを行い、解決できるように支援いたします。

ご相談の内容はできるだけ詳しく正確に、具体的にお話ください。

- いつ、どこで、何を、いくら購入したか。
(契約書面等があればご用意下さい。)
- 問題は何か、どうしたいのか。
- 契約は現金取引なのか、領収書はあるのか、
クレジット契約の書面はあるのか。
- 製造業者や販売店の所在地、氏名、商品の銘柄、型、製造番号などの表示や
製品についていたマーク、ラベルはあるか。
- 現品のある物は添えて、運べない物は写真等を用意する。



日本語を話せる人がいないとき

茨城県国際交流協会 外国人相談センター

外国人相談センターの相談員が、消費生活センターに電話してくれます。

無料

秘密厳守

通訳、弁護士による相談あり

外国人相談センターって?

外国人のための相談センターです。

相談内容は?

在留資格、法律、労働、婚姻、教育、
その他生活全般についての相談です。

相談方法は?

電話、面会でお願いします。

